

令和 6 年度

小 牧 市 病 院 事 業 会 計 予 算 書

小牧市議会議案第 43 号

令和 6 年度小牧市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度小牧市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	520床
(2) 年間患者数	
入 院	154,700人
外 来	271,300人
(3) 1 日平均患者数	
入 院	424人
外 来	1,116人
(4) 主要な建設改良事業	
固定資産購入事業	887,888千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		24,589,111千円
第 1 項 医 業 収 益		22,317,853千円
第 2 項 医 業 外 収 益		2,152,867千円
第 3 項 特 別 利 益		118,391千円
	支	出
第 1 款 病院事業費用		27,213,428千円
第 1 項 医 業 費 用		26,139,047千円
第 2 項 医 業 外 費 用		1,048,931千円
第 3 項 特 別 損 失		25,200千円
第 4 項 予 備 費		250千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,084,525千円は、過年度分損益勘定留保資金1,081,746千円及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,779千円で補填するものとする。)

収	入
第1款 資本的収入	1,338,976千円
第1項 企業債	542,000千円
第2項 固定資産売却代金	110千円
第3項 貸付返済金	100千円
第4項 他会計負担金	796,766千円
支	出
第1款 資本的支出	2,423,501千円
第1項 建設改良費	895,688千円
第2項 企業債償還金	1,419,403千円
第3項 リース債務支払額	79,730千円
第4項 投資	28,680千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
病院機能評価受審事業	令和6年度から 令和7年度まで	千円 6,280
エアコン室内機洗浄業務委託事業	令和6年度から 令和7年度まで	21,175

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業	千円 542,000	証書借入 又は 証券発行	% 4.5以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

11,692,146千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の健全な財政運営に資するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、244,778千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、8,774,920千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	定位放射線治療装置	一式
同上	移動型X線透視診断装置	一式

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	質 量 分 析 装 置	一 式
同 上	生 体 情 報 モ ニ タ ー	一 式
同 上	タ イ ム ラ プ ス イ ン キ ュ ベ ー タ ー	一 式
放 射 性 同 位 元 素	ガ ン マ ナ イ フ 用 コ バ ル ト 6 0 線 源	一 式

令 和 6 年 2 月 2 7 日 提 出

小 牧 市 長 山 下 史 守 朗